

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

新				旧			
別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第9条及び第12条第2項関係）				別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第9条及び第12条第2項関係）			
1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、 <u>次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u>				1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、 <u>機構取扱有価証券については、次のとおりとする。</u>			
有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株式 投資口 優先出 資 投資信託 受益権 信託受 益証券 外国株 券等	国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の70	株式 新株予約 権 投資口 優先出 資 投資信託 受益権 信託受 益証券 外国株 券等	国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の70
新株予約権付社債	国内の金融商品取引所に上場されて	金融商品取引所（注1）における最終価格（注	10分の80	新株予約権付社債	国内の金融商品取引所に上場されて	金融商品取引所（注1）における最終価格（注	10分の80

	いるもの	2)(注3)			いるもの	2)(注3)	
<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、及び信託受益証券を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数(投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいう。)の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。</p> <p>8. 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式(優先出資、投資口、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を</p>	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株式、<u>新株予約権</u>、投資口、優先出資、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、<u>新株予約権</u>、投資口、優先出資、投資信託受益権、及び信託受益証券を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数(投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいう。)の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。</p> <p>8. 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式(<u>新株予約権</u>、優先出資、投資口、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲</p>						

<p>除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権を除く)の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>外国カバードワラント</u>、機構が定める総額買取型新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>11. (略)</p>	<p>げる場合を除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権を除く)の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 機構が定める総額買取型新株予約権付社債及び総額買取型新株予約権、並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>11. (略)</p>
--	--

2. 附則

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。